

§ 5 安全指導体制

1. 校内安全対策

(1) 事前の対策について

① 職員間の指導体制の確立

- ・常に出席確認を欠かさず、児童・生徒の状況把握に努める。
- ・休憩時間および休憩（遊び）場所の厳守及び緊急時の対応に関する指導については、日常的に指導することに努める。
- ・緊急連絡網の整備をしておく。
- ・早退時の他、特別な児童生徒の引き渡しについては、十分な保護者との連携のもとで行う。

② 保護者の会の支援

- ・入館時に。
- ・保護者の会による安全パトロールの実施
- ・保護者の会ベル当番によるチャイムや放送の実施
- ・家庭での指導の徹底

(2) 事故が発生した場合

① 事故にあった場合は、大きな声で助けを求める。

② 事故を目撃した者は、すぐパトロール員か職員・保護者に知らせる。

※上記のことは、日頃から子どもたちに指導しておく。

③ 連絡を受けたパトロール員・職員・保護者はできるだけ多くの職員に知らせるとともに、状況に応じて児童・生徒を校舎内に誘導する。

④ 校長に連絡し、指示を受ける。

⑤ 校長は、的確な指示をするとともに運営委員長をはじめ、関係機関に連絡をとる。

⑥ 非常時（自然災害発生・不審者侵入等）には、幼稚部及び小学部1年生の学級に、保護者の会役員（当日当番2名→幼稚部学級へ）+安全パトロール当番4名中3名（小1年学級へ）担任の補助にあたる。（安全パトロール4名中1名は小2年補助へ）

(3) 事後指導について

① 児童・生徒への対応

- ・関係児童・生徒からの即時情報聴取（原因・経過・結果）を行う。
- ・事後指導（緊急集会・個別指導・学級指導・学年指導・全校指導等）を行う。

② 保護者への対応

- ・速やかに事情・状況等を保護者へ連絡する。
- ・問題によっては、保護者に指導の依頼等をする。

③ 運営委員会への報告・対策協議

- ・事故（問題）発生に伴い、対策協議を行い、即時指導の対応を図る。
- ・連絡調整、情報の共有化、対策協議（今後の指導について）を行う。

④ 職員間の共通理解

(4) その他《校内での救急処置の基本原則》

① 学校内での救急処置は、医療機関または保護者に引き渡すまでの応急手当の範囲であること。

② 熱の計測、軽微の止血や消毒等の、一般医療の対象とならないような軽微の応急手当であること。

・継続的な処置は学校では行わない。

・投薬行為はしない。

2. 非常時の安全確保

火災・トルネードまたは社会情勢の変動等による非常事態が発生した場合は、状況を的確に判断するとともに、組織的連携をもって幼児・児童・生徒の生命の安全を確保する。

* 非常時（自然災害発生・不審者侵入等）には、幼稚部及び小学部1年生の学級に、保護者の会役員（当日当番2名→幼稚部各学級へ1名ずつ）+安全パトロール当番4名中3名（小1年各学級へ）担任の補助にあたる。（安全パトロール4名中1名は小2年の学年補助へ）

(1) 避難についての職員間の意思統一

【授業中】

① ただちに授業を中止する。

② 幼児・児童・生徒を整列させる。

- ③ あらかじめ指定された場所に誘導し避難する。
- ④ 避難終了後、人数を確認の上、校長に報告する。
- ※ 伝達不可能な場合には各担任の判断で安全を確保させつつ、最終的には指定された避難場所に誘導する。

【休憩時間】

- ① 平日頃より非常時の場合の避難経路及び避難場所について指導しておく。
- ② 避難時、担任は近くにいる児童生徒に避難を呼びかけながら、避難場所に集合する。その際トイレの中やその周辺も確認すること。
- ③ 集合後は人数確認のうえ校長に報告する。

(2) 関係機関への連絡

校長及び運営委員長は、以下の機関に状況報告を行うとともに、対応について協議する。

- 地元警察
- 運営委員長
- 在シカゴ日本国総領事館 (1-312-280-0400)
- 文部科学省国際教育課 (011-81-3-3581-4111)

(3) 各家庭への連絡

保護者へは「保護者の会連絡網」で連絡する。

同時にホームページ上 (<http://www.indiana-j-school.net>)でも情報を公開する。

3. 安全パトロール実施について

《インディアナ日本語学校での安全パトロール実施要項》

(1) 安全パトロールの目的

インディアナ日本語学校の校庭及び校舎内で遊ぶ子どもたちの周囲環境を監視し、事故の発生防止と緊急連絡を行う。具体的には以下の項目を実施する。

【子どもたちに対する行動注意】

- ・学校外に出ない
- ・危険な遊びをしない
- ・林の中に入らない
- ・廊下を走らない
- ・休み時間の終了の連絡

【緊急時における処置と校長への連絡】

- ・緊急時は、互いの連携を密にして対処し、即時、校長に報告する。

(2) 安全パトロールの実施方法

- ① 実施時間 ※ 高等部は多少時差あり

1時間に一巡回程度の巡視を行う。

20分休み (10時40分より11時00分)

昼休み (11時45分より12時15分及び12時40分より13時10分)

- ② 実施場所

校内及び遊び場

校庭で子どもたちが遊べる時…低学年側遊び場所及びグラウンド

雨天等で子どもたちが校庭で遊べない時…校舎内

- ③ パトロール方法

2人1組とし、2組に別れて実施する。ドアのセキュリティーカードを持ち、腕章を着用する。各組はトランシーバーを持つ。

- ④ 実施者…男性保護者(原則)が行う。

- ⑤ 安全当番の割当

保護者の会より割り当て表を配付する。(年に約1回の割り当てとなる)

当番日の欠席は認めない。不都合の場合は各自で交代できる人を探し、役員へ報告する。

- ⑥ 集合場所・時間

実施者は休校時を除き、10時15分までに校長室前に集合する。

* 非常時(自然災害発生・不審者侵入等)には、幼稚部及び小学部1年生の学級に、保護者の会役員(当日当番2名→幼稚部各学級へ1名ずつ)+安全パトロール当番4名中3名(小1年各学級へ)担任の補助にあたる。(安全パトロール4名中1名は小2年の学年補助へ行く)